最終更新日：2015年8月20日
株式会社ナ・デックス
代表取締役社長　高田　寿之
問合せ先：取締役管理本部長　進藤　大資
証券コード：7435
http://www.nadex.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、長期的な企業業績の向上を図るためにはコーポレート・ガバナンスの確立は極めて重要であるとの認識のもとに、迅速、公正な経営判断、経営の透明性を高めるための経営チェック機能の充実や経営状況についてのスピーディな情報開示を重要課題としております。
現代はスピードと変革が激しい時代であり、時代に適合した経営システムを採り入れ、法令遵守、透明化、公平性を高め、コーポレート・ガバナンスを常に意識した経営体制を目指してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社アート・ギャラリー富士見	1,400,000	14.57
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)（常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行）	913,000	9.50
古川　美智子	285,000	2.96
古川　佳明	272,000	2.83
ナ・デックス社員持株会	212,000	2.20
古川　雅隆	211,000	2.19
株式会社三井住友銀行	152,000	1.58
尾崎　博明	144,000	1.49
志野　文哉	123,000	1.28
株式会社名古屋銀行	120,000	1.24

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野口　葉子(現姓:春馬)	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野口　葉子(現姓:春馬)	○	株式会社ゲオホールディングス(当社と特別な関係はありません)の社外監査役 ジャパンマテリアル株式会社(当社と特別な関係はありません)の社外監査役 株式会社壱番屋(当社と特別な関係はありません)の社外取締役	野口葉子氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役の職務執行の監督を行え、取締役会において議案、審議に必要な発言等を行えるため選任しております。 同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。 同氏は、株式会社ゲオホールディングスおよびジャパンマテリアル株式会社の社外監査役、株式会社壱番屋の社外取締役を兼務しておりますが、各社と当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的に会計監査人から監査役会に対して、監査の方法および結果等について報告が行なわれております。また、内部監査室は監査役会と連携を密にして情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤　豊彦	他の会社の出身者										△			
市原　裕也	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤　豊彦	○	元　株式会社デンソーウェーブの取締役専務執行役員	伊藤豊彦氏は、企業経営経験者の見地から、取締役の職務執行の監査を行え、取締役会において議案、審議に必要な発言等を行えるため選任しております。 同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。 同氏は、当社と取引関係のある株式会社デンソーウェーブの取締役専務執行役員などに平成23年6月まで就任しておりましたが、当社の仕入高に占める同社からの仕入は僅少で、一般的な他の取引と同様の条件で行われており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。
			市原裕也氏は、公認会計士としての専門的見地から、取締役の職務執行の監査を行え、取締役会において議案、審議に必要な発言等を行えるため選任しております。 同氏と当社との間には、人的関係、資本的関

市原　裕也	○	元　有限責任監査法人トーマツの社員 名古屋電機工業株式会社の社外監査役 株式会社ナ・デックスプロダクツ(当社の子会社)の社外監査役 株式会社ナデックス企画(当社の子会社)の社外監査役	係または取引関係その他の利害関係はありません。 同氏は、当社が会計監査を依頼している有限責任監査法人トーマツの社員に平成23年12月まで就任しておりましたが、当社の会計監査業務には従事しておらず、かつ、同監査法人の売上高に占める当社の報酬は僅少であり、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。 同氏は、当社と取引関係のある名古屋電機工業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社が保有する同社株式の所有株式数の割合は0.01%であり、当社の売上高に占める同社への売上は僅少で、一般的な他の取引と同様の条件で行われており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件に合致する社外役員(社外取締役および社外監査役)は、その全員を独立役員として届出ることとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、月額報酬ならびに役員賞与で充分と判断しておりますので、インセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第65期(平成26年5月1日から平成27年4月30日まで)に係る報酬等は、次のとおりであります。
取締役の報酬等の額 110,999千円(5名)
監査役の報酬等の額 19,100千円(3名)
(うち社外監査役の報酬等の額 7,800千円(2名))
(注)1 株主総会の決議(平成18年7月25日改定)による取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く)は年額150,000千円であり、株主総会の決議(平成3年7月23日改定)による監査役報酬限度額は年額20,000千円であります。
2 報酬等の額には、平成27年7月28日開催の株主総会にて決議された役員賞与41,200千円(取締役38,100千円、監査役3,100千円(うち社外監査役1,300千円))を含めております。
3 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額14,530千円(取締役12,960千円、監査役1,570千円(うち社外監査役500千円)を含めております。
4 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。
5 上記報酬等の額のほか、社外監査役が当社の子会社から受ける役員としての報酬額は1,450千円であります。

当社は、役員の報酬等の額の決定に関する方針は定めておりませんが、株主総会において取締役報酬限度額(使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く)は年額1億5千万円(平成18年7月25日改定)、監査役報酬限度額は年額2千万円(平成3年7月23日改定)と決議しており、各役員の報酬等の額は、取締役については取締役会により、監査役については監査役会により決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役および社外監査役に対し、取締役会に関する開催案内、その参考資料および内容などについて事前に送付するなどの情報提供を行っております。
取締役および使用人は、監査役会規則その他監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況、業績および業績見込の発表内容および重要開示書類の内容などの必要な報告および情報提供を行っております。
なお、監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社は監査役会と協議のうえ、必要な使用人を置くこととしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役会によって業務執行の監督を行い、監査役会によって監査を行っております。
取締役会は、7名で構成されており、社外取締役は1名を選任しております。業務執行の監督については、毎月1回開催の取締役会、毎月1回開催の常務会により、迅速かつ的確な経営判断と機動的な業務執行の監督を行っており、常務会には、常勤監査役が出席しております。
部課長会議は、毎月1回開催し、会社の現状、重要な情報の伝達、方針の徹底、リスクの未然防止の徹底などを行います。メンバーは、取締役、常勤監査役、部課長、支店長で構成されております。
販売会議は、毎月1回開催し、営業成績の分析および対策等を検討しております。メンバーは、関係する取締役、常勤監査役、部門長で構成されております。
内部監査室は、3名で構成され、年間計画により子会社を含む各部門の業務実施状況を監査するとともに、商品、製品等の在庫水準、長期滞留のチェックを定例的に行い、会社財産の保全や経営効率の向上、異常の早期発見を図るよう取組んでおります。
弁護士、税理士と顧問契約を締結し、必要に応じアドバイスを受けております。
会計監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については、随時確認を行うほか改善などの提案を受け、会計処理の適正に努めております。
第65期(平成26年5月1日から平成27年4月30日まで)において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名および会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。
・当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名
　指定有限責任社員業務執行社員 ： 公認会計士　城戸　和弘
　指定有限責任社員業務執行社員 ： 公認会計士　神野　敦生
・当社の会計監査業務に係る補助者の構成
　公認会計士　20名
　その他　21名
なお、監査報酬の決定方針につきましては、監査公認会計士等より提示されました監査計画の内容・所要日数および従事する人員数などを勘案した上で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は監査役制度を採用しており、取締役会によって業務執行の監督を行い、監査役会によって監査を行っております。
また、社外役員として社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しており、取締役会などにおいて独立した立場から業務執行の監督または監査を行うことで、公正な経営判断、経営の透明性を高めております。
なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、「定款」にて定時株主総会の招集時期を7月と定めております。 なお、平成27年4月期の定時株主総会は、平成27年7月28日に開催いたしました。
その他	当社は、ホームページに招集通知、決議通知および議決権行使結果を掲載しております。 また、株主総会では、パワーポイントで作成した資料を活用するなどビジュアル化を進めており、株主のみなさまに分かりやすい事業報告を目指しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	URL ： http://www.nadex.co.jp/ IR資料、決算短信など、業績の推移をご確認いただけます。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名　総務・人事部 IR担当役員　取締役管理本部長　進藤　大資 IR事務連絡責任者　取締役広報・IR室長　古川　雅隆	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を本社、東京支店、大阪支店、技術センターにて取得し、環境保全活動に取組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「ナ・デックスグループ企業行動規範」にて企業情報の適時・適切な開示を行い、経営の透明性を確保する旨を定めております。
その他	当社は、女性社員の活躍促進の一環としてより働きやすい職場環境づくりに取組んでおり、出産・育児などに関する各種規程の整備を行っております。 なお、本報告書提出日現在の女性の取締役は1名であり、監査役は選任されておらず、係長以上の管理職に任命されている者は4名であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a. 当社は、取締役および使用人に、当社グループ共通の経営理念のもと、ナ・デックスグループ企業行動規範、ナ・デックスグループ社員行動規範を遵守させるため、取締役がこれを率先して全使用人に周知、浸透させております。さらに、当社はこれを全社に徹底するために、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部署にも責任者を配置し、コンプライアンス体制を整備し、維持、推進しております。

b. 当社は、取締役および使用人が、コンプライアンス違反を行い、または行われようとしていることに気づいたときの報告ルートを定めるとともに、通常の報告ルートとは別に内部通報制度を設け、周知徹底を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについて、当社社内規程およびそれに関する内規などに従い適切に保存および管理(廃棄を含む)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。担当取締役は、これらの状況について、定期的に取締役会に報告しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 当社は、事業目標の達成を阻害するリスクの識別、分類、評価をし、リスク発生時には適切な対応を行い、会社および社会に対する有形・無形の損害を最小限に止めることを目的に、ナ・デックスグループリスク管理規程を制定し、具体的な活動を規定したナ・デックスグループリスク管理ガイドラインに基づき、組織的な活動を展開しております。

b. 当社は、リスク管理を推進する組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのリスクを網羅的、統括的に管理し、定期的にリスクを軽減する対応策の見直しを行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a. 当社は、経営計画のマネジメントについて、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および3ヶ年ごとの中期経営計画に基づき、各業務執行部署において目標達成のために活動することとしております。また、担当取締役は、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ毎月定期的に検査を行っております。

b. 当社は、業務執行のマネジメントについて、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて毎月1回開催の取締役会に、また、取締役会の委嘱を受けた事項およびその他経営に関する重要な事項については毎月1回開催の常務会に付議することを遵守し、迅速かつ的確な経営判断と機動的な業務執行体制をとっております。

c. 当社は、日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が各規程に基づき業務を遂行しております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 内部監査室は、子会社のリスク情報の有無および当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するための監査を行っております。

b. 内部監査室長は、子会社に損失の危険が発生しその把握をした場合、当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を発見した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、代表取締役社長に報告することとしております。

c. 当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社および主要な関連会社に対して、適切な経営管理を行っております。

d. 当社の取締役、監査役または使用人が子会社の取締役または監査役を兼務しており、定期的に開催される子会社の取締役会などに出席し、経営成績、財政状態その他の重要な情報について報告を受けております。

e. 管理本部およびグローバル事業部などの各担当部署は、子会社の業務が適正に行われるよう定期的に支援・指導を行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社は監査役会と協議のうえ、必要な使用人を置くこととしています。

b. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役会の同意を得られた場合を除き、当社の業務には従事せず、監査役の指揮命令権のもと職務を遂行することとしています。

c. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分などの決定については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。

(7) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会規則その他監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況、業績および業績見込の発表内容および重要開示書類の内容などの必要な報告および情報提供を行っております。

b. 監査役は、当社の取締役会および各重要会議への出席や業務執行状況、経営状況の調査等を通じ、取締役または使用人に説明を求めております。

c. 監査役は、内部監査室が実施する内部監査の計画およびその結果を内部監査室長から報告を受けております。

d. 監査役は、取締役および使用人と意見交換を行うため、適宜会合を行っております。

e. 監査役は、内部監査室および会計監査人とも情報の交換を行い、連携を密に図っております。

(8) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、ナ・デックスグループ内部通報制度運用規程において、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならないとしております。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合には、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本的計画および方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を構築し、継続的な運用、評価を行うとともに必要な改善、是正処置を講じております。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

ナ・デックスグループ企業行動規範およびナ・デックスグループ社員行動規範を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には毅然とした態度で対応いたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ナ・デックスグループ企業行動規範」および「ナ・デックスグループ社員行動規範」にて反社会的勢力に対する姿勢について次のとおり

定めております。
・ナ・デックスグループ企業行動規範
反社会的勢力に対する姿勢
ナ・デックスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決します。
・ナ・デックスグループ社員行動規範
私たちは、反社会的勢力には毅然とした態度で対応します。
（1）総会屋、暴力団等の反社会的勢力からの不当な要求を受けた場合には、安易に金銭等で解決するのではなく、毅然とした態度で対応します。
（2）反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引もしません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】

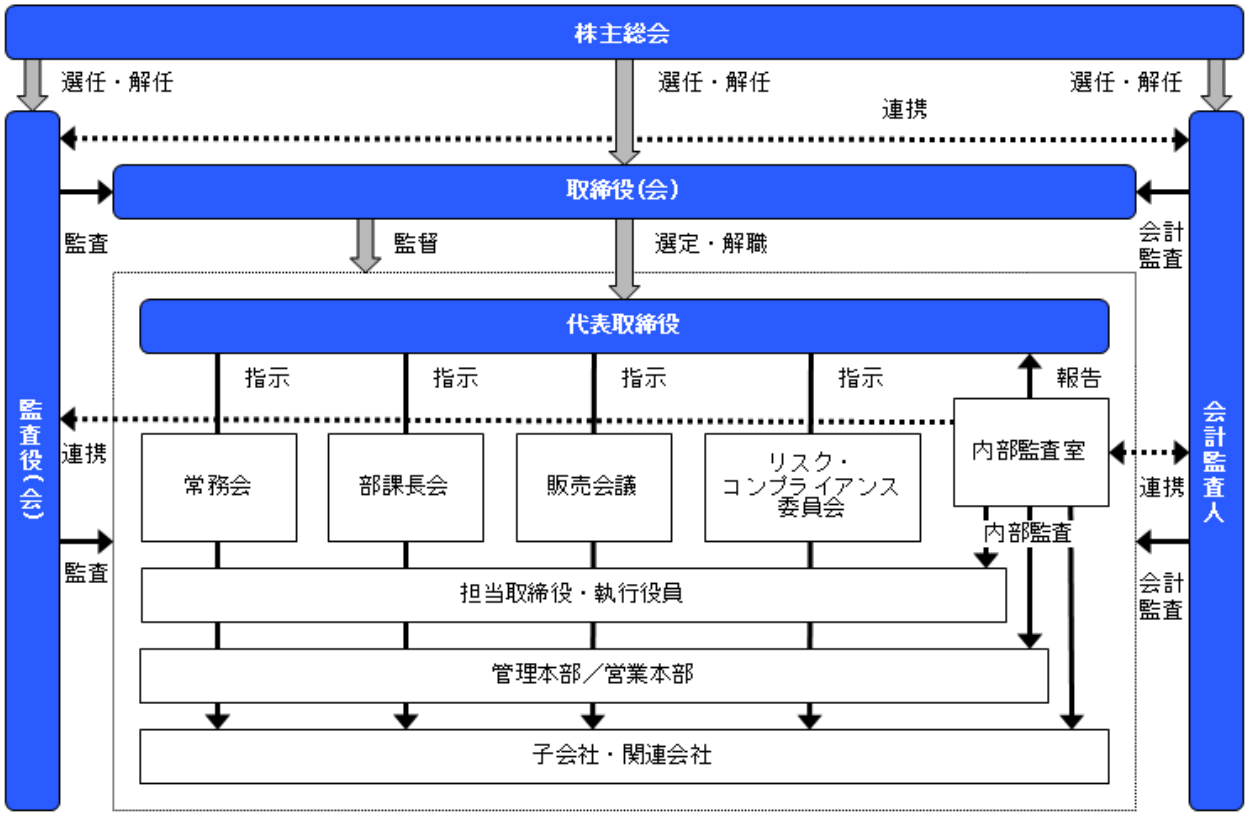

【適時開示体制の概要(模式図)】

